

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好
和歌山県和歌山市元寺町三丁目27 中北幸次

2 請求年月日

平成28年5月11日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

ア 県知事は、次の各議員に対し同議員らが違法に支出した次の政務調査費の不当利得返還請求をせよ

(ア) 井出益弘議員（以下「井出議員」という。）に対し金159万582円

(イ) 尾崎要二議員に対し金241万2,190円

(ウ) 坂本登議員（以下「坂本議員」という。）に対し金114万910円

(エ) 長坂隆司議員（以下「長坂議員」という。）に対し金292万6,437円

イ 県知事は仁坂吉伸知事（以下「仁坂知事」という。）に対し、同知事の次の各議員に対する各違法支出金の不当利得返還請求権の不行使によって県が被った各損害の賠償請求をせよ

(ア) 井出議員に対する192万9,119円

(イ) 小川武元議員（以下「小川元議員」という。）に対する348万9,626円

(ウ) 大沢広太郎元議員（以下「大沢元議員」という。）に対する524万529円

(エ) 尾崎要二議員に対する408万9,144円

(オ) 坂本議員に対する209万4,923円

(カ) 下川俊樹元議員（以下「下川元議員」という。）に対する89万1,203円

(キ) 長坂議員に対する479万9,230円

(ク) 野見山海元議員（以下「野見山元議員」という。）に対する310万8,413円

(ケ) 平越孝哉元議員（以下「平越元議員」という。）に対する211万3,830円

との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 井出益弘、小川武、大沢広太郎、尾崎要二、坂本登、下川俊樹、長坂隆司、野見山海及び平越孝哉

同人らは、政務調査費を受領した当時、和歌山県議会議員であり、受領した政務調査費の一部を違法に支出し不当に利得している相手方である。

(ウ) 仁坂吉伸

同人は、現職の知事であり、前記各議員に対する不当利得返還請求権の行使をいたずらに怠った相手方である。

イ 政務調査費（公金）の受領及び不当利得

上記各議員は、平成 19 年度から同 24 年度に、地方自治法及び和歌山県政務調査費の交付に関する条例（但し、現行条例が平成 25 年 3 月 1 日に施行される前の旧条例。以下「条例」という。）、和歌山県政務調査費の交付に関する規程（但し、現行規程が平成 25 年 3 月 1 日に施行される前の旧規程。以下「規程」という。）に基づき政務調査費を受領し、政務調査費としては充てることのできない経費に違法に支出し、もって不当利得している。

ウ 確定判決とその準拠

和歌山県議会議員が使用した政務調査費の違法支出をめぐっては、すでに 2 件の確定判決、すなわち平成 26 年 2 月に確定した平成 14 年度から同 17 年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成 25 年（行コ）第 40 号事件（原審・和歌山地方裁判所平成 19 年（行ウ）第 7 号）】（以下「第一次訴訟確定判決」という。）及び、昨年 8 月に確定した平成 18 年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成 26 年（行コ）第 182 号事件（原審・和歌山地方裁判所平成 23 年（行ウ）第 7 号）】（以下「第二次訴訟確定判決」という。）が存する。両確定判決は、政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されている場合、当該事務所の費用として支出された事務所費、人件費等については、按分した金額についてのみ政務調査費を支出できると判示し、とりわけ、第二次訴訟確定判決は、支出した議員側からも保存期間徒過を理由にそれらの支出に関する裏付け証拠の提出が一切ない元で、第一次訴訟確定判決に準拠して一部違法を認めたのである。

そうすると、本件においても、支出の裏付け証拠の保存期間が徒過しているとして議員側に支出の裏付け証拠資料等が一切ないとしても、両確定判決が対象とする平成 14 年度から同 18 年度の後に、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められないことから、両確定判決の判示は、本件住民監査請求においても基本的に準拠できると解すべきである。

エ 各議員の違法支出

(ア) 井出議員

a 2 件の確定判決の内容

井出議員の上記 2 件の確定判決の内容は、次のとおりであった。

事務所設置状況等について、井出議員は、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設置している。この建物には、「和歌山総合コンサルタント」の名称により行政書士及び宅建業が経営されていたほか、後援会、政治団体「井出益弘を育てる会」、同「ますひろ会」、「自由民主党紀北支部」及び「和歌山経営者連絡研究会」が併設されていた。

上記の認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その 7 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 本件事務所設置状況等

井出議員は、平成 19 年度から同 24 年度の間も、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設置していた。この建物には、「和歌山総合コンサルタント」の名称により行政書士及び宅建業が経営されていたほか、後援会、政治団体「井出益弘を育てる会」、同「ますひろ会」、「自由民主党紀北支部」及び

「和歌山経営者連絡研究会」が併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

井出議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 24 年度に 34 万 4,280 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費・事務消耗品等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b のとおり井出議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務費は、社会通念上相当な按分割合として、その 7 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 29 万 5,097 円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

井出議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 82 万 3,920 円、平成 20 年度 69 万 6 千円、同 21 年度 69 万 4,400 円、同 22 年度 78 万 2,240 円、平成 23 年 4 月 7 万 8 千円、5 月以降平成 23 年度 94 万 9,400 円、平成 24 年度 56 万 2 千円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「人件費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b のとおり井出議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その 7 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 70 万 6,217 円、平成 20 年度 59 万 6,571 円、同 21 年度 59 万 5,200 円、同 22 年度 67 万 491 円、平成 23 年 4 月 6 万 6,857 円、5 月以降平成 23 年度 81 万 3,771 円、平成 24 年度 48 万 1,714 円の支出は違法である。

e 小活

よって、井出議員の違法支出の各年度の合計は、5 月以降平成 19 年度 70 万 6,217 円、平成 20 年度 59 万 6,571 円、同 21 年度 59 万 5,200 円、同 22 年度 67 万 491 円、平成 23 年 4 月 6 万 6,857 円、5 月以降平成 23 年度 81 万 3,771 円、平成 24 年度 77 万 6,811 円であり、その総合計は 422 万 5,918 円となる。

(イ) 小川元議員

a 2 件の確定判決の内容

小川元議員の上記 2 件の確定判決の内容は、次のとおりであった。

事務所設置状況等について、小川元議員は、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設置し、同所には後援会も設置されていた。

上記の認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務所費、事務費、人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 本件事務所設置状況等

小川元議員は、平成 19 年度から同 23 年度 4 月の間も、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設置し、同所には後援会も設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

小川元議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月

以降平成 19 年度 75 万 9,511 円、平成 20 年度 82 万 6,201 円、同 21 年度 31 万 7,997 円、同 22 年度 31 万 3,531 円、平成 23 年 4 月 3 万 2,166 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務所賃借料・光熱水費等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b のとおり小川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務費は、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 37 万 9,755 円、平成 20 年度 41 万 3,100 円、同 21 年度 15 万 8,998 円、同 22 年度 15 万 6,765 円、平成 23 年 4 月 1 万 6,083 円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

小川元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 56 万 2,369 円、平成 20 年度 44 万 4,685 円、同 21 年度 34 万 8,451 円、同 22 年度 40 万 6,117 円、平成 23 年 4 月 6 万 4,110 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費・事務機器借上費等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b のとおり小川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務費は、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 28 万 1,184 円、平成 20 年度 22 万 2,342 円、同 21 年度 17 万 4,225 円、同 22 年度 20 万 3,058 円、平成 23 年 4 月 3 万 2,055 円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

小川元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 158 万円、平成 20 年度 166 万円、同 21 年度 122 万 4 千円、同 22 年度 122 万 4 千円、平成 23 年 4 月 11 万 8 千円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記のとおり小川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 79 万円、平成 20 年度 83 万円、同 21 年度 61 万 2 千円、同 22 年度 61 万 2 千円、平成 23 年 4 月 5 万 9 千円の支出は違法である。

f 小活

よって、小川元議員の違法支出の各年度の合計は、5 月以降平成 19 年度 145 万 939 円、平成 20 年度 146 万 5,442 円、同 21 年度 94 万 5,223 円、同 22 年度 97 万 1,823 円、平成 23 年 4 月 10 万 7,138 円であり、その総合計は 494 万 565 円となる。

(ウ) 大沢元議員

a 2 件の確定判決の内容

大沢元議員に関する上記 2 件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、大沢元議員は、自宅に政務調査用事務所を設置

し、同所には後援会、「自由民主党紀伊田辺支部」、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」及び政治団体「広友会」も併設されていた。

上記の認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、同事務所費及び事務費(但し次の固定電話使用料及び携帯電話使用料を除く事務費)は、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

大沢元議員は、政務調査用事務所の固定電話3回線分の使用料につき、平成16年度は合計20万6,062円、平成17年度は合計29万7,853円を支払っている。そこで、平成18年度にはその平均額である25万1,957円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超える支出を違法とした。

大沢元議員は、携帯電話の使用料につき、平成16年度は合計7万7,703円、平成17年度は合計7万8,456円を支払っている。そこで、平成18年度にはその平均額である7万8,079円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超える支出を違法とした。

人件費について、大沢元議員は、平成15年4月以降、同人の妻を雇用していたとする供述は信用できず、同議員が妻を雇用していた事実を認めることはできない。そこで、平成18年3月末日まで、妻の雇用が認められないのであるから、平成18年度においても同様に人件費の支出はなかったものと推認するのが相当である。

b 本件事務所設置状況等

大沢元議員は、平成19年度から同23年4月の間も、自宅に政務調査用事務所を設置し、同所には後援会、「自由民主党紀伊田辺支部」、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」及び政治団体「広友会」も併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

大沢元議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度15万4千円、平成20年度から同22年度に各16万8千円、平成23年4月1万4千円を支出している。また、同収支報告書の主たる内訳欄には、「駐車場(来客用)」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bのとおり大沢元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務所費は、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度12万3,200円、平成20年度から同22年度各13万4,400円、同23年4月1万1,200円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

大沢元議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度74万1,726円、平成20年度69万9,643円、同21年度69万6,459円、同22年度83万712円、同23年4月6万3,447円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器借入費、通信費、事務用品購入費他」

とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

大沢元議員は、政務調査用事務所の固定電話代として、5月以降平成19年度23万961円(25万1,957円の11/12)、平成20年度から同22年度に各25万1,957円及び同23年4月に2万996円(25万1,957円の1/12)を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度19万2,467円、平成20年度から同22年度各20万9,964円、同23年4月1万7,497円の支出は違法である。

大沢元議員は、携帯電話使用料として、5月以降平成19年度7万1,572円(7万8,079円の11/12)、平成20年度から同22年度に各7万8,079円及び同23年4月6,507円(7万8,079円の1/12)を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度5万9,643円、平成20年度から同22年度各6万5,066円、同23年4月5,422円の支出は違法である。

事務機器借入費、通信費、事務用品購入費等の事務費として、5月以降平成19年度43万9,193円、同20年度36万9,607円、同21年度36万6,423円、同22年度50万676円、同23年4月3万5,944円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度35万1,354円、平成20年度29万5,686円、同21年度29万3,138円、同22年度40万541円、同23年4月28,755円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

大沢元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度88万円、平成20年度から同22年度に各96万円、同23年4月8万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記の間も、上記判決と同じような状況であったと推認できるところ、妻の雇用が認められないのであるから、上記の間も同様に人件費の各支出はなかったものと推認するのが相当である。

f 小活

よって、大沢元議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度160万6,664円、平成20年度166万5,116円、同21年度166万2,568円、同22年度176万9,971円、平成23年4月14万2,874円であり、その総合計は684万7,193円となる。

(エ) 尾崎要二議員

a 2件の確定判決の内容

尾崎要二議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、尾崎要二議員の政務調査用事務所は、自宅に設置されており、後援会、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」及び政治団体

「要政会」と併設されていた。

尾崎要二議員は、固定電話の使用料につき、平成 16 年度（5 月以降）は合計 10 万 6,772 円、平成 17 年度は合計 14 万 4,130 円を支払っている。そこで、平成 18 年度にはその平均額である 13 万 905 円を支払ったものと推認するのが相当である（平均額の算出は、平成 16 年 5 月から平成 18 年 3 月まで [23 か月分] の平均額を 12 倍する方法による。以下同様。）。そして、上記の認定事実の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 5 分の 1 を超える支出を違法とした。

尾崎要二議員は、ファックス用電話の使用料として、平成 16 年度（5 月以降）は合計 5 万 2,449 円、平成 17 年度は合計 5 万 25 円を支払っている。そこで、平成 18 年度にはその平均額である 5 万 3,465 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の認定事実の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 5 分の 1 を超える支出は違法である。

尾崎要二議員は、携帯電話 3 つの使用料につき、平成 16 年度（5 月分以降）は合計 15 万 1,227 円支払っているが、そのうち 3 万 5,471 円は同議員の家族が使用する携帯電話の使用料であり、平成 17 年度は合計 20 万 6,449 円を支払っているが、そのうち 3 万 2,054 円は同議員の家族が使用する携帯電話の使用料であった。このことからすると、平成 18 年度にはその平均額である 18 万 6,614 円を支払っており、尾崎要二議員自身の携帯電話の使用料は 15 万 1,384 円であったと推認するのが相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 5 分の 1 を超える支出は違法である。

尾崎議員は、政務調査用事務所の事務用品購入費等として 74 万 2,628 円を支出した。そして、上記の併用状況から、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の備品・消耗品費を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

人件費の按分率について、上記の併用状況から「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の人件費を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

尾崎要二議員は、平成 19 年度から同 24 年度の間も、政務調査用事務所は自宅に設置されており、後援会、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」及び政治団体「要政会」と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

尾崎要二議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 106 万 3,589 円、平成 20 年度 99 万 9,192 円、同 21 年度 98 万 3,006 円、同 22 年度 81 万 3,563 円、同 23 年 4 月 1 万 6,982 円、5 月以降同 23 年度 76 万 7,318 円、同 24 年度 77 万 1,534 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務用品購入、通信費等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

尾崎要二議員は、固定電話の使用料として、5 月以降平成 19 年度 11 万 9,996 円（13 万 905 円の 11/12）、平成 20 年度から同 22 年度に各 13 万 905 円、5 月以降平成 23 年度 11 万 9,996 円（13 万 905 円の 11/12）、同 24 年度 13 万 905 円を

支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 5 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 9 万 5,997 円、平成 20 年度から同 22 年度に各 10 万 4,724 円、5 月以降平成 23 年度 9 万 5,997 円、同 24 年度 10 万 4,724 円の支出は違法である。

尾崎要二議員は、ファックス電話使用料として、5 月以降平成 19 年度 4 万 9,010 円（5 万 3,465 円の 11/12）、平成 20 年度から同 22 年度に各 5 万 3,465 円、5 月以降平成 23 年度 4 万 9,010 円（5 万 3,465 円の 11/12）、同 24 年度 5 万 3,465 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 5 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 3 万 9,208 円、平成 20 年度から同 22 年度に各 4 万 2,772 円、5 月以降平成 23 年度 3 万 9,208 円、同 24 年度 4 万 2,772 円の支出は違法である。

尾崎要二議員は、自らの携帯電話使用料として、5 月以降平成 19 年度 13 万 8,769 円（尾崎要二議員自身の使用料 15 万 1,384 円の 11/12、以下同じ。）、平成 20 年度から同 22 年度に各 15 万 1,384 円、5 月以降平成 23 年度 13 万 8,769 円、同 24 年度に 15 万 1,384 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 5 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 11 万 1,015 円、平成 20 年度から同 22 年度に各 12 万 1,107 円、5 月以降平成 23 年度 11 万 1,015 円、同 24 年度 12 万 1,107 円の支出は違法である。

事務用品購入費、通信費等の事務費として、5 月以降平成 19 年度 75 万 5,814 円、同 20 年度 66 万 3,438 円、同 21 年度 64 万 7,252 円、同 22 年度 47 万 7,809 円、同 23 年 4 月 1 万 6,982 円、5 月以降同 23 年度 45 万 9,543 円、同 24 年度 43 万 5,780 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 56 万 6,860 円、平成 20 年度 49 万 7,578 円、同 21 年度 48 万 5,439 円、同 22 年度 35 万 8,357 円、同 23 年 4 月 1 万 2,736 円、5 月以降同 23 年度 34 万 4,657 円、同 24 年度 32 万 6,835 円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

尾崎要二議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 70 万 7 千円、平成 20 年度 81 万 800 円、同 21 年度 73 万 5 千円、同 22 年度 97 万 6,500 円、同 23 年 4 月 5 万円、5 月以降同 23 年度 67 万 4,500 円、同 24 年度 96 万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b のとおり尾崎要二議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 53 万 250 円、平成 20 年度 60 万 8,100 円、同 21 年度 55 万 1,250 円、同 22 年度 73 万 2,375 円、平成 23 年 4 月 3 万 7,500 円、5 月以降同 23 年度 50 万 5,875

円、同 24 年度 72 万円の支出は違法である。

e 小活

よって、尾崎要二議員の違法支出の各年度の合計は、5 月以降平成 19 年度 134 万 3,330 円、平成 20 年度 137 万 4,281 円、同 21 年度 130 万 5,292 円、同 22 年度 135 万 9,335 円、同 23 年 4 月 5 万 236 円、5 月以降同 23 年度 109 万 6,752 円、同 24 年度 131 万 5,438 円であり、その総合計は 784 万 4,664 円となる。

(オ) 坂本議員

a 2 件の確定判決の内容

坂本議員に関する上記 2 件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、坂本議員は、自宅とは別の場所である和歌山県日高郡みなべ町内、同郡日高町内、同郡美山村内に政務調査用事務所を設置していた。そのうち日高郡みなべ町内の事務所には、後援会、株式会社坂本農園（以下「坂本農園」という。）及び株式会社坂本建設（以下「坂本建設」という。）が併設されていた。なお、坂本建設、後援会及び「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」は、坂本議員の自宅に設置されていた。

事務所費について、坂本議員は、同人作成の陳述書において、日高郡日高町内の事務所につき、当該事務所管理者に対し、平成 17 年度に賃料月額 3 万（年間 36 万円）を支払っており光熱費も支払ったなどと供述する。しかし、坂本議員の供述は不自然であって信用できず、坂本議員が平成 17 年度に政務調査用事務所の賃料等を支払ったとは認められない。そういうことから、平成 18 年度についても同様に賃料の支払いは認められないこととなる。

坂本議員は、平成 16 年度において、合計 43 万 1,629 円を携帯電話使用料として支払っている。そこで、平成 18 年度にも同額を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の各活動や私的用途にも携帯電話を利用していたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 6 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

坂本議員は、平成 18 年度に政務調査用事務所の事務用品購入費等として、4 万 2,041 円を支出した。そして、坂本議員の政務調査用事務所のうち 1 つは、他の目的のものが併設されているが、事務用品等がどの政務調査用事務所で使用されたか明らかでないため、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 3 を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

人件費については、3 か所ある政務調査用事務所のどれに雇用されているものであるか明らかでない上、日高郡みなべ町内の事務所については他の目的のものが併設されている。そこで、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 3 を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 本件事務所設置状況等

坂本議員は、平成 19 年度から同 24 年度の間も、自宅とは別の場所である和歌山県日高郡みなべ町内、同郡日高町内、同郡美山村内に政務調査用事務所を設置していた。そのうち日高郡みなべ町内の事務所には、後援会、坂本農園及び坂本建設が併設されていた。なお、坂本建設、後援会及び「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」は、坂本議員の自宅に設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

坂本議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 38 万 5 千円、平成 20 年度 48 万円、同 21 年度 41 万 255 円、同 22 年度 21 万 1,566 円、同 23 年 4 月 1 万 7,941 円、5 月以降同 23 年度 11 万 6,674 円、同 24 年度 12 万 238 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務所経費」「賃貸料等」「光熱費」とする以外に何の説明もない。そのうち 5 月以降平成 19 年度から平成 21 年度までは、平成 18 年度までの賃料である月 3 万円（年間 36 万円）を超える支出をしていることからすれば、その間については、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

平成 17 年度及び同 18 年度も政務調査用事務所の賃料等を支払ったとは認められないのであるから、同様に、5 月以降平成 19 年度 33 万円、同 20 年度 36 万円、同 21 年度 36 万円賃料の支払いは認められない。

上記以外の事務所費の支出（5 月以降平成 19 年度 5 万 5 千円、平成 20 年度 12 万円、同 21 年度 5 万 255 円、その後は前記支出額の全額）については、上記 b の設置状況であったのであるから、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 3 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 1 万 3,750 円、平成 20 年度 3 万円、同 21 年度 1 万 2,564 円、同 22 年度 5 万 2,891 円、同 23 年 4 月 4,485 円、5 月以降同 23 年度 2 万 9,168 円、同 24 年度 3 万 59 円は違法である。

d 本件事務費とその違法

坂本議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 17 万 2,240 円、平成 20 年度 25 万 4,732 円、同 21 年度 38 万 7,886 円、同 22 年度 53 万 370 円、同 23 年 4 月 8 万 386 円、5 月以降同 23 年度 61 万 3,089 円、同 24 年度 60 万 3,300 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務用品・電話等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

坂本議員は、携帯電話使用料として、平成 22 年度から同 24 年度に各 43 万 1,629 円（4 月分と 5 月以降に分かれている年度は 43 万 1,629 円の 1/12 と 11/12）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 6 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である平成 22 年度から同 24 年度に各 35 万 9,691 円（4 月分と 5 月以降に分かれている年度は 35 万 9,691 円の 1/12 と 11/12）の支出は違法である。

坂本議員は、事務用品等の事務費として、5 月以降平成 19 年度 17 万 2,240 円、同 20 年度 25 万 4,732 円、同 21 年度 38 万 7,886 円、同 22 年度 9 万 8,741 円、同 23 年 4 月 4 万 4,417 円、5 月以降同 23 年度 21 万 7,429 円、同 24 年度 17 万 1,671 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 3 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 4 万 3,060 円、平成 20 年度 6 万 3,683 円、同 21 年度 9 万 6,971 円、同 22 年度 2 万 4,685 円、同 23 年 4 月 1 万 1,104 円、5 月以降同 23 年度 5 万 4,357 円、同 24 年度 4 万 2,918 円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

坂本議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 99 万円、平成 20 年度 74 万円、同 21 年度 98 万円、同 22 年度 96 万 5,500 円、同 23 年 4 月 7 万円、5 月以降同 23 年度 53 万円、同 24 年度 65 万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b の併設状況からすると人件費の社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 3 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 24 万 7,500 円、平成 20 年度 18 万 5 千円、同 21 年度 24 万 5 千円、同 22 年度 24 万 1,375 円、平成 23 年 4 月 1 万 7,500 円、5 月以降同 23 年度 13 万 2,500 円、同 24 年度 16 万 2,500 円の支出は違法である。

f 小活

よって、坂本議員の違法支出の各年度の合計は、5 月以降平成 19 年度 63 万 4,310 円、平成 20 年度 63 万 8,683 円、同 21 年度 71 万 4,535 円、同 22 年度 67 万 8,642 円、同 23 年 4 月 6 万 3,063 円、5 月以降同 23 年度 54 万 5,742 円、同 24 年度 59 万 5,168 円であり、その総合計は 387 万 143 円となる。

(カ) 下川元議員

a 2 件の確定判決の内容

下川元議員に関する上記 2 件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、下川元議員は、自宅に政務調査用事務所を設置しており、自宅には後援会が併設されていた。

下川元議員は、政務調査用事務所の事務用品購入を支出した。同事務用品等は、他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

下川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 本件事務所設置状況等

下川元議員は、平成 19 年度から同 21 年 9 月の間も、自宅に政務調査用事務所を設置しており、自宅には後援会が併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

下川元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 12 万 8,728 円、平成 20 年度 22 万 6,446 円、同 21 年 4 月から 9 月分 11 万 5,961 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費（電話、切手等）事務用品購入費等」とする以外に何の説明もない。そういうことから、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b の併用状況からすると事務費の社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 6 万 4,364 円、平成 20 年度 11 万 3,223 円、同 21 年 4 月から 9 月分 5 万 7,980 円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

下川元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 88 万円、平成 20 年度 96 万円、同 21 年 4 月から 9 月分 48 万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことから、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b の併用状況からすると人件費の社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 44 万円、平成 20 年度 48 万円、同 21 年 4 月から 9 月分 24 万円の支出は違法である。

e 小活

よって、下川元議員の違法支出の各年度の合計は、5 月以降平成 19 年度 50 万 4,364 円、平成 20 年度 59 万 3,223 円、同 21 年 4 月から 9 月分 29 万 7,980 円であり、その総合計は 139 万 5,567 円となる。

(キ) 長坂議員

a 2 件の確定判決の内容

長坂議員に関する上記 2 件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、長坂議員は、自宅と同一敷地内のビル内に政務調査用事務所を設置し、そこには、後援会、政治団体「長坂政策研究所」及びテナント「リビングタカマツ」が併設されていた。

事務所費について、政務調査用事務所の事務所費に「長坂政策研究所」の事務所費及び光熱水費を加えた上で、上記の認定事実のとおり、長坂議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出を違法とした。

事務費について、政務調査用事務所の事務費に「長坂政策研究所」の備品・消耗品費を加えた上で、上記の認定事実のとおり、長坂議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出を違法とした。

人件費について、政務調査用事務所の人件費に「長坂政策研究所」の人件費を加えた上で、上記の認定事実のとおり、長坂議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出を違法とした。

b 本件事務所設置状況等

長坂議員は、平成 19 年度から同 24 年度の間も、自宅と同一敷地内のビル内に政務調査用事務所を設置し、そこには、後援会、政治団体「長坂政策研究所」及びテナント「リビングタカマツ」が併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

長坂議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 66 万 8,874 円、平成 20 年度 75 万 2,809 円、同 21 年度 71 万 19 円、同 22 年度 83 万 5,459 円、同 23 年 4 月 6 万 7,448 円、5 月以降同 23 年度 65 万 6,129 円、同 24 年度 71 万 2,387 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「光熱費、事務所賃借料」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える 5 月以降平成 19 年度 50 万 1,655 円、平成 20 年度 56 万 4,607 円、同 21 年度 53 万 2,514 円、同 22 年度 62 万 6,594 円、同 23 年 4 月 5 万 586 円、5 月以降同 23 年度 49 万 2,097 円、同 24 年度 53 万 4,290 円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

長坂議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 41 万 4,045 円、平成 20 年度 41 万 5,941 円、同 21 年度 51 万 1,255 円、同 22 年度 48 万 1,408 円、同 23 年 4 月 3 万 4,635 円、5 月以降同 23 年度 44 万 8,314 円、同 24 年度 36 万 87 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「コピー機カウンター代、リース代、通信費（切手、葉書等）、電話代、携帯電話代、事務用品、文具購入費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える 5 月以降平成 19 年度 31 万 534 円、平成 20 年度 31 万 1,956 円、同 21 年度 38 万 3,441 円、同 22 年度 36 万 1,056 円、同 23 年 4 月 2 万 5,976 円、5 月以降同 23 年度 33 万 6,235 円、同 24 年度 27 万 65 円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

長坂議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 110 万円、平成 20 年度から同 22 年度各 84 万円、同 23 年 4 月 7 万円、5 月以降同 23 年度 82 万 5 千円、同 24 年度 90 万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」等とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える 5 月以降平成 19 年度 82 万 5 千円、平成 20 年度から同 22 年度各 63 万円、同 23 年 4 月 5 万 2,500 円、5 月以降同 23 年度 61 万 8,750 円、同 24 年度 67 万 5 千円の支出は違法である。

f 小活

よって、長坂議員の違法支出の各年度の合計は、5 月以降平成 19 年度 163 万 7,189 円、平成 20 年度 150 万 6,563 円、同 21 年度 154 万 5,955 円、同 22 年度 161 万 7,650 円、同 23 年 4 月 12 万 9,062 円、5 月以降同 23 年度 144 万 7,082 円、同 24 年度 147 万 9,355 円であり、その総合計は 936 万 2,856 円となる。

(ク) 野見山元議員

a 2 件の確定判決の内容

野見山元議員に関する上記 2 件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、野見山元議員は、自宅に政務調査用事務所を設置し、自宅には後援会、「社会民主党和歌山県田辺支部」及び政治団体「あつみ会」が併設されていた。なお、野見山議員が代表者を務める「社会民主党和歌山県連合」が上記とは別の場所に設置されていた。

野見山元議員は、自宅の固定電話の使用料として、平成 16 年度合計 17 万 575 円、平成 17 年度（2 月分まで）は合計 13 万 2,057 円を支払っている。そこで、平成 18 年度にもその平均額である 15 万 7,895 円を支払ったものと推認するの

が相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出は違法である。

野見山元議員は、携帯電話の使用料として、平成16年度は合計12万2,045円、平成17年度は合計8万3,140円を支払っている。そこで、平成18年度にはその平均額である10万2,593円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超える支出は違法である。

野見山元議員は、政務調査用事務所の事務用品購入費等として29万4,320円を支出した。そして、上記の併用状況から、「社会民主党和歌山県田辺支部」と後援会の各備品・消耗品費を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

人件費について、野見山元議員は、平成15年度ないし同17年度に、職員1名を雇用し月額6万円を支払ったと供述するが、同元議員の供述は信用できず、当該職員の賃金は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められない。

また、野見山元議員は、平成15年度ないし同17年度において、上記職員とは別に野見山元議員の妻を雇用し月額賃金2万円を支払ったと供述するが、同元議員の供述は信用できず、この妻の賃金は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められない。

そこで、平成18年3月末日まで、妻の雇用が認められないのであるから、平成18年度においても同様に人件費の支出はなかったものと推認するのが相当である。

以上から、野見山元議員が平成18年度より前に上記職員や妻に対して賃金を支払ったと認めることはできないのであるから、同18年度においても、同様に人件費の支出はなかったものと推認するのが相当である。

b 本件事務所設置状況等

野見山元議員は、平成19年度から同22年度の間も、自宅に政務調査用事務所を設置し、自宅には後援会、「社会民主党和歌山県田辺支部」及び政治団体「あつみ会」が併設されていた。なお、野見山元議員が代表者を務める「社会民主党和歌山県連合」が上記とは別の場所に設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

野見山元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度40万3,646円、平成20年度40万6,459円、同21年度35万7,389円、同22年度43万4,927円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「コピー機リース代、事務用品、通信費（NTT、携帯）等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

野見山元議員は、固定電話の使用料として、5月以降平成19年度14万4,737円（15万7,895円の11/12）、平成20年度から同22年度に各15万7,895円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した

部分である 5 月以降平成 19 年度 11 万 5,790 円、平成 20 年度から同 22 年度に各 12 万 6,316 円の支出は違法である。

野見山元議員は、携帯電話使用料として、5 月以降平成 19 年度 9 万 4,044 円（10 万 2,593 円の 11/12）、平成 20 年度から同 22 年度に各 10 万 2,593 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 6 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 7 万 8,370 円、平成 20 年度から同 22 年度に各 8 万 5,494 円の支出は違法である。

事務用品購入費、通信費等の事務費として、5 月以降平成 19 年度 16 万 4,865 円、同 20 年度 14 万 5,971 円、同 21 年度 9 万 6,901 円、同 22 年度 17 万 4,439 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 12 万 3,649 円、平成 20 年度 10 万 9,478 円、同 21 年度 7 万 2,676 円、同 22 年度 13 万 829 円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

野見山元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり 5 月以降平成 19 年度 66 万円、平成 20 年度から同 22 年度各 72 万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすると、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記の各年度の支出金額は月 6 万円に相当するところ、平成 18 年度まで雇用していたとされる森本好冶の賃金と同一であるから、前記の期間も同氏を雇用していたと推認できる。そうすると、同氏の賃金は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められないのであるから、上記の間も人件費の各支出はなかったものと推認するのが相当である。

e 小活

よって、野見山元議員の違法支出の各年度の合計は、5 月以降平成 19 年度 97 万 7,809 円、平成 20 年度 104 万 1,288 円、同 21 年度 100 万 4,486 円、同 22 年度 106 万 2,639 円であり、その総合計は 408 万 6,222 円となる。

(ケ) 平越元議員

a 2 件の確定判決の内容

平越元議員に関する上記 2 件の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、平越元議員は、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設置し、そこには後援会が併設されていた。また、平越元議員の自宅には「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」及び政治団体「平政会」が設置されていた。

平越元議員は、携帯電話の使用料として、平成 16 年度は合計 20 万 1,738 円、平成 17 年度は合計 19 万 6,999 円を支払っている。そこで、平成 18 年度にはその平均額である 19 万 9,369 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 5 分の 1 を超える支出は違法である。

平越元議員は、政務調査用事務所の事務用品購入費等として 3 万 5,705 円を

支出した。そして、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

人件費について、上記の併用状況から、人件費の社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

平越元議員は、平成19年度から同22年度の間も、自宅とは別の場所に政務調査用事務所を設置し、そこには後援会が併設されていた。また、平越元議員の自宅には「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」及び政治団体「平政会」が設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

平越元議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成20年度14万5,867円、同21年度12万8,252円、同22年度16万3,575円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「光熱水費等」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である平成20年度7万2,934円、同21年度6万4,126円及び同22年度8万1,788円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

平越元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度25万8,139円、平成20年度17万3,932円、同21年度21万3,274円、同22年度28万3,518円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費（電話、切手）、事務用品購入費、備品購入費等」等とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

平越元議員は、携帯電話の使用料として、5月以降平成19年度18万2,755円（19万9,369円の11/12）、平成21年度と同22年度に各19万9,369円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度14万6,204円、平成21年度と同22年度に各15万9,495円の支出は違法である。

事務用品購入費等の事務費として、5月以降平成19年度7万5,384円、同20年度17万3,932円、同21年度1万3,905円、同22年度8万4,149円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度3万7,692円、平成20年度8万6,966円、同21年度6,952円、同22年度4万2,074円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

平越元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり5月以降平成19年度88万円、平成20年度から同22年度各96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすると、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認

できる。

上記 b の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である 5 月以降平成 19 年度 44 万円、平成 20 年度から同 22 年度各 48 万円の支出は違法である。

f 小活

よって、平越元議員の違法支出の各年度の合計は、5 月以降平成 19 年度 62 万 3,896 円、平成 20 年度 63 万 9,900 円、同 21 年度 71 万 573 円、同 22 年度 76 万 3,357 円であり、その総合計は 273 万 7,726 円となる。

オ 不当利得と県の損害

上記各議員は、上記のとおり違法に支出した政務調査費を不当に利得しており、県は同等額の損害を被っている。

カ 不当利得返還請求権の消滅時効とその起算日

違法に支出された政務調査費の不当利得返還請求権は、公法上の債権であり、同請求権の消滅時効期間は、地方自治法 236 条 1 項前段により 5 年であると解されている。また、その起算日は、各支出日から進行するものと解されている。

キ 本件の各支出日

(ア) 事務所費

事務所費から支出できる事務所の賃借料や光熱水費は、概ね月末支払いであると推量できることから、各議員の事務所費にかかる支払日は毎月末日とみなすのが相当である。

(イ) 事務費

固定電話及び F A X 電話使用料の各議員の支払日は、同電話の事業を行っている西日本電信電話株式会社を利用したものが一般的であるところ、同社の口座引き落とし日は毎月 20 日と設定されており、毎月 20 日とみなすのが相当である。

携帯電話使用料の各議員の支払日は、携帯電話の事業を行っている N T T ドコモの口座引き落とし日は毎月末日であるから、毎月末日とみなすのが相当である。

上記を除く事務用品・備品購入費等の事務費の各議員の支払日は、毎月末日であったとみなすことが相当である。

(ウ) 人件費

人件費の各議員の支払日は、賃金等の支払いは後払いであり概ね 20 日から月末の間に支払われていると推量できることから、その平均である毎月 25 日であったとみなすのが相当である。

ク 不当利得返還請求が可能な違法支出金

各議員の上記違法支出金のうち、5 月以降平成 23 年度と同 24 年度の違法支出金は、上記キの各支払日から未だ 5 年を経過していず、不当利得返還請求権の行使は可能であるところ、各議員のその金額は、井出議員 159 万 582 円、尾崎要二議員 241 万 2,190 円、坂本議員 114 万 910 円及び長坂議員 292 万 6,437 円である。

ケ 不当利得返還請求の行使が不可能な違法支出金

翻って、平成 23 年 4 月分までの各議員の違法支出金（井出議員 263 万 5,336 円、小川元議員 494 万 565 円、大沢元議員 684 万 7,193 円、尾崎要二議員 543 万 2,474

円、坂本議員 272 万 9,233 円、下川元議員 139 万 5,567 円、長坂議員 643 万 6,419 円、野見山元議員 408 万 6,222 円及び平越元議員 273 万 7,726 円)については、上記の各支払日から 5 年を経過しており、不当利得返還請求権の行使は時効により不可能であると解さざるを得ない。仮に、そうだとした場合、各議員は、違法に利得した政務調査費という県民の血税を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、議員としてはあるまじき行為に他ならず、それを返還しないのは不当である。この点、何らかの形で各議員に是正させることを求めるものである。

コ 仁坂吉伸知事の賠償責任

第一次訴訟確定判決の原審である和歌山地方裁判所が平成 25 年 1 月 29 日に言い渡した判決は、「ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、その全額に政務調査費を支出すべきではないから、社会通念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できると解するのが相当である。」として、他の目的が併存する場合には、当然に按分すべきであるとした上で、各議員の「政務調査用事務所」を特定し、その事務所に併用（自宅、会社、後援会、政党支部、政治団体等との併用）する団体を所在地等から認定し、当該併用使用団体数に応じて、併設事務所の実質的な存否、その活動の有無及び経費支弁の方法などの具体的なことを一切斟酌することなく、事務所費、事務費、人件費における社会通念上相当な按分率として採用し、当該按分率を超える部分の支出を違法とした。

当該原審の判示からすると、政務調査用事務所での他の目的の事務所の併設を当該原審判決で認定した議員の政務調査費は、当該原審判決が対象とした翌年度すなわち平成 18 年度以降、平成 24 年度（当該原審の判決言渡日の属する年度）までの間の支出についても、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められない限り、同様の併用に基づく按分割合を超える違法支出の存することが当然推認できる。それは、仁坂知事においても、当然、推認できたと解することができる。このように、原審判決から推認できた違法支出に基づく損害の回復を求める不当利得返還請求債権は、客観的に存在する債権と解すべきである。

和歌山県は、前記不当利得返還請求債権を有していたにもかかわらず仁坂知事は、その回復を図る措置をまったく講じず、かつ、講じないことに何の説明もせず、今日に至っている。この点、最高裁平成 16 年 4 月 23 日第二小法廷判決は、「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりする事は許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない」と判示している。そうすると、前記不当利得返還請求権は、理由もなく放置する事が許されず、かつ、不行使についての裁量のない債権にもかかわらず仁坂知事は、いたずらに放置し理由もなくその行使を怠ったと解すべきである。

それ故、その不行使により県が被った損害は、いたずらにその行使を怠った仁坂知事はその責めを負うべきであり、その不行使により不当利得返還請求が不可能になった相当の損害を賠償すべきである。

そして、その行使は、上記原審判決日の平成 25 年 1 月 29 日から 2 ヶ月の間には行使できたと解すべきであり、不行使による責めは、同年 4 月 1 日から負うべきである。そうすると、その当時、上記ケで述べている消滅時効によりその行使が不可能と解される違法支出金のうち、平成 19 年度以前の支出を除き、その行使

は可能であった。

よって、仁坂知事は、同人の不当利得返還請求権の不行使によって、県は各議員の各違法支出金（井出議員 192 万 9,119 円、小川元議員 348 万 9,626 円、大沢元議員 524 万 529 円、尾崎要二議員 408 万 9,144 円、坂本議員 209 万 4,923 円、下川元議員 89 万 1,203 円、長坂議員 479 万 9,230 円、野見山元議員 310 万 8,413 円及び平越元議員 211 万 3,830 円）相当の損害を被ったと解されるところ、その損害を賠償すべきである。

サ 仁坂吉伸知事の怠る事実

和歌山県を代表する仁坂吉伸知事は、県が被っている上記の損害の回復を図る不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

シ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、地方自治法第 242 条 1 項に基づき、事実証明を添付の上、請求する次第である。

(3) 添付された事実証明書

ア 井出議員関係

収支報告書（平成 18 年度、平成 19 年度（ただし 5 月以降分）から平成 24 年度）、陳述書及び「和歌山総合コンサルタント」の所在の分かる資料

イ 尾崎要二議員、坂本議員及び長坂議員関係

収支報告書（平成 18 年度、平成 19 年度（ただし 5 月以降分）から平成 24 年度）及び陳述書

ウ 小川元議員及び大沢元議員関係

収支報告書（平成 18 年度、平成 19 年度（ただし 5 月以降分）から平成 23 年 4 月分）、陳述書、報告書

エ 下川元議員関係

収支報告書（平成 18 年度、平成 19 年度（ただし 5 月以降分）から平成 21 年 9 月分）及び陳述書

オ 野見山元議員及び平越元議員関係

収支報告書（平成 18 年度、平成 19 年度（ただし 5 月以降分）から平成 22 年度）及び陳述書

カ 共通資料

西日本電信電話(株)領収証、ドコモ料金領収証、政治団体一覧表並びに第一次訴訟及び第二次訴訟確定判決

第 2 住民監査請求書の受理

本件請求は、地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 28 年 5 月 16 日に受理を決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務調査費に関する返還請求及び損害賠償請求を行っていないことが、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人から、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を求めない旨の申出があったため、本件請求に係る当該機会は付与しなかった。

第 4 監査の結果

1 主文

本件請求のうち時効消滅した各議員の不当利得に関するものは、県の違法若しくは不当な財産管理を怠る事実が具体的に摘示されていないので却下する。

本件請求のうち平成 20 年度及び同 21 年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任に関するものは、請求人の主張する不当利得返還請求権が時効消滅した日（財産管理を怠る事実の終わった日）から 1 年以上経過しているため却下する。

本件請求のうち平成 22 年度から同 24 年度政務調査費に関するものは、請求に理由がないため棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取、関係人調査等から次の事項について確認した。

(1) 制度の概要

政務調査費は、平成 12 年の地方自治法改正により制度化され、この制度は平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

地方自治法（ただし、平成 24 年改正前の旧法。）は、普通地方公共団体の条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して政務調査費を交付することができるとし、他方、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている。

本県においても、平成 12 年の地方自治法改正を受け、本件条例及び本件規程が制定され、いずれも平成 13 年 4 月 1 日から施行された。

条例及び規程は、同法の規定に基づき、次のとおり政務調査費の交付に関する必要な事項を定めている。

政務調査費は議員に対して交付し（条例第 2 条）、議員は政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない（条例第 10 条）。

議員に係る政務調査費の使途基準について、事務所費は議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）とし、事務費は議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入等、通信費等）とし、人件費は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）とする（規程別表第 2）。

議員は、政務調査費に係る収支報告書を毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない（条例第 11 条第 1 項）。

議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付する（規程第 6 条）。

知事は、議員が交付を受けた政務調査費の総額からその年度において行った政務調査費による支出（使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる（条例第 9 条第 4 項）。

政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を作成しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならない（規程第7条）。

(2) 本件使途基準（規程に定める使途基準をいう。以下同じ。）のより詳細な基準

本件政務調査費の使途基準については、条例に基づき、規程第4条（別表第2）で定められているが、より詳細な基準として「政務調査費運用の手引」及び「政務調査費運用の手引細則」（以下「手引等」という。）が作成されている。

手引等は、「政務調査費運用に当たっての三原則」の「按分に当たっての指針」について、「議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等、多彩であり、一つの活動が政務調査費の対象となる調査研究活動と他の活動の両面を有する場合が考えられる」とし、「この際、政務調査費の充当は、各活動の時間割合その他合理的方法による実績に応じた按分により行う」との基準を示している。

その上で、各項目の按分の考え方について、「事務所の賃借料」及び「事務費」の使用実態が明らかでない場合は、活動数で按分して政務調査費への充当を認めることとしている。「人件費」は、常時雇用において他の用務にも従事している場合は按分すべきものとしている。

(3) 議会事務局における本件政務調査費の確認

条例の規定に基づき交付した本件政務調査費について、毎年度4月30日までに各議員から収支報告書の提出を受けた議長は議会事務局をして、当該収支報告書の計数チェックと領収書の突合等によりその内容を確認させ、内容が明確でないものについては、議員に確認させるなどしていた。

また、領収書の提出義務がなかった事務所費、事務費及び人件費についても、議員の協力のできる限り提示してもらい、その内容を確認させていた。

しかしながら、当時の審査記録がないため、本件政務調査費に係る具体的な審査内容は確認できなかった。

第5 監査委員の判断

本件請求において、請求人は「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」の原因として特に次の点を主張している。

本件政務調査費については、支出の裏付け証拠の保存期間が徒過しているとして議員側に支出の裏付け証拠資料等が一切ないとしても、本県の政務調査費に関する過去の訴訟（平成14年度から同17年度分に関する訴訟及び同18年度分に関する訴訟）判決が対象とする平成14年度から同18年度の後、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められないことから、両確定判決に準拠して各議員の違法支出が推認できる。

このうち返還請求権が時効消滅した違法支出金であっても、各議員が違法に利得した公金を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、それを返還しないのは不当であり、何らかの形で各議員に是正させることを求める。

また、第一次訴訟確定判決の原審である和歌山地方裁判所が平成25年1月29日に言い渡した判決（以下「第一次訴訟原審判決」という。）の判示からすると、平成18年度以降、平成24年度（第一次訴訟原審判決言渡日の属する年度）までの間の支出についても、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められない限り、違法支出の存することが推認できたにもかかわらず、仁坂知事は、不当利得返還請求債権をいた

ずらに放置し、理由もなくその行使を怠り、当該債権を時効消滅させた。第一次訴訟原審判決から 2 か月の間には当該不当利得返還請求債権を行使できたと解すべきであり、その不行使による責めは、同年 4 月 1 日から負うべきである。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

1 時効消滅した各議員の不当利得に関する請求

本件請求のうち時効消滅した各議員の不当利得に関するものについては、「返還請求権が消滅した違法支出金であっても、違法に利得した公金を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、それを返還しないのは不当であり、何らかの形で各議員に是正させること」を求めているが、請求人は「不当利得を返還しない」各議員の不当を述べるのみで、県の違法若しくは不当な財務会計行為を具体的に摘示していないので、不適法な監査請求である。

2 平成 20 年度及び同 21 年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任に関する請求

本件請求で各議員が不当利得を問われているのは、調査研究に資するため必要とはいえない経費に政務調査費を支出したことである。そして、本件政務調査費の交付、使用及び返還の仕組みからすれば、どの支出に政務調査費が充当され、それが本件使途基準に適合したものか否かは、各議員が収支報告書を議長に提出した時点で最終的に確定するものと解される（第一次訴訟原審判決参照）。

本件請求の政務調査費については、毎年 4 月 30 日までに各議員が議長に収支報告書を提出した時点で、仮に使途基準に適合しない支出を政務調査費に充当したことが最終的に確定し、不当利得返還請求権が発生していたとしても、公法上の債権である当該請求権は、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年間これを行わないときは、時効により消滅する。

そうすると、本件請求のうち平成 21 年度以前の政務調査費に関するものについては、平成 22 年 4 月 30 日までに各議員が議長に収支報告書を提出した時点で、仮に不当利得が確定し知事の返還請求権が発生していたとしても、これらの債権は 5 年間行使されておらず、平成 27 年 4 月 30 日時点で既に時効消滅しているものと解される。

ところで、地方自治法第 242 条第 2 項は、住民監査請求のうち財務会計行為を対象とするものは、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができないものと規定している。これは、財務会計行為は、たとえそれが財務会計法規に違反して違法であるか、又は財務会計法規に照らして不当なものであるとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことは、法的安定性を損ない好ましくないことから、監査請求期間を、非継続的な財務会計行為については当該行為のあった日から、継続的な財務会計行為については当該行為の終わった日から、それぞれ 1 年間に限ることとしたものである（最高裁判所平成 14 年 7 月 2 日第三小法廷判決参照）。

また、不当利得返還請求権の行使を怠り、当該請求権を消滅時効期間の経過により消滅させるなどしたことが違法であるとし、当該怠る事実（以下「第 1 の怠る事実」という。）が違法であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実（以下「第 2 の怠る事実」という。）とした上で、第 2 の怠る事実を対象とする監査請求がされたときは、当該監査請求については、第 1 の怠る事実の終わった日を基準として 1 年の監査請求期間の制限に服するものと解するのが相当である（最高裁判所平成 19 年 4 月 24 日第三小法廷判決参照）。

したがって、本件請求のうち平成 20 年度及び同 21 年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任（第 2 の怠る事実）に関するものは、不当利得返還請求権が時効消滅した日（第 1 の怠る事実の終わった日）から 1 年以上経過しており、不適法な監査請求である。

3 平成 22 年度から同 24 年度政務調査費に関する請求

本件政務調査費に関する「違法な怠る事実」があるというためには、県が本件議員らに対し、不当利得返還請求権を有していることが必要であるところ、不当利得返還請求権の要件である「法律上の原因がないこと」については、当該返還請求権があることを主張する者に立証責任があると解される（最高裁判所昭和59年12月21日第二小法廷判決参照）。

請求人は「推認」により各議員の不当利得を主張するが、監査委員監査においては、地方自治法で定められた監査権限により入手した証拠書類等に基づき事実認定すべきであり、「推認」による事実認定はすべきではない。

本件政務調査費については、収支報告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過し、本件監査請求時点で既に証拠書類等の保存期間を経過しており、地方自治法で定められた監査権限によっては、当該支出に関する事実を確認することはできず、その違法性も認められない。

そして、各議員の不当利得が認められない以上、その不当利得の返還請求権の不行使により一部時効消滅させたと請求人が主張する、仁坂知事の損害賠償責任についても認められない。

したがって、本件請求のうち平成 22 年度から同 24 年度政務調査費に関するものは、請求人の主張に理由がない。